

社会福祉法人 愛恵会

理事・監事及び評議員の報酬等並びに費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛恵会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(注) 費用弁償とは、職務を行うための費用（交通費等）

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与(常勤役員)その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当(常勤役員)であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費、その他経費）等であって報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬・交通費は支給しない。

但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、給与規程第8条（割増賃金）に準じ報酬を支給する。

(注) 定款第8条で定める金額範囲とは、評議員に対して年間総額報酬が126,000円を超えない範囲で報酬として支給するとして定めている。

(報酬・交通費)

- 第4条 ①非常勤理事報酬 理事会・評議員会出席の都度
日額 5,000円
費用弁償(交通費) 1,000円
- ②評議員報酬 評議員会出席の都度 日額 5,000円
費用弁償(交通費) 1,000円
- ③監事 i 理事会・評議員会出席の都度 日額5,000円
費用弁償(交通費) 1,000円
- ii 監事監査・指導 日額 10,000円
費用弁償(交通費) 1,000円
- ④評議員選任・解任委員報酬
評議員選任・解任委員会出席の都度 日額 5,000円
費用弁償(交通費) 1,000円

(費用弁償の支給)

第5条 この法人の役員(理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員)以下役員等と言う。

その職務の執行にあたって負担した費用の請求については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等の出張に要する旅費(日当・交通費・宿泊費)は、旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給日)

第6条

非常勤役員及び役員等の報酬等は、その都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。

但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し

出のあつた立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表しなければならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は平成30年1月25日から施行する。